

新（平成21年8月27日農林水産省告示第1180号）		旧	
<p>（生産の方法についての基準） 第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p>		<p>（生産の方法についての基準） 第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p>	
事 項	基 準	事 項	基 準
(略)	(略)	(略)	(略)
一 般 管 理	<p>土壤、植物又はきこの類に使用禁止資材（古紙に由来する農業用資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）及び種子が帯状に封入された農業用資材（コットンリントーに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）を除く。）を施さないこと。</p>	一 般 管 理	<p>土壤、植物又はきこの類に使用禁止資材を施さないこと。</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
別表2		別表2	
農 薬	基 準	農 薬	基 準
(略)	(略)	除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	<p>除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。</p> <p>捕虫器に使用する場合に限ること。</p>
(略)	(略)	なたね油乳剤	
(略)		マシン油エアゾル	
(略)		マシン油乳剤	
[削る。]		大豆レシチン・マシン油乳剤	
(略)		デンプン水和剤	
(略)		脂肪酸グリセリド	
(略)		乳剤	
(略)		メタアルデヒド粒剤	
(略)		硫黄くん煙剤	
(略)		硫黄粉剤	
(略)		硫黄・銅水和剤	
(略)		水和硫黄剤	
[削る。]		硫黄・大豆レシチン水和剤	
(略)		石灰硫黄合剤	
(略)	シイタケ菌糸体抽出物液剤		

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	(略)
(略)	
(略)	
(略)	(略)
燐酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム	
水溶剤	

炭酸水素ナトリウム	
水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用に限ること。
天敵等生物農薬	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	
[新設]	
[新設]	

別表 3

調整用等資材	基 準
(略)	
[削る。]	
(略)	
[削る。]	

別表 3

調整用等資材	基 準
炭酸カルシウム	
水酸化カルシウム	
二酸化炭素	
窒素	
エタノール	
カゼイン	
ゼラチン	
活性炭	
タルク	
ベントナイト	
カオリン	
ケイソウ土	
パーライト	
D L - 酒石酸	
L - 酒石酸	
D L - 酒石酸水素	

(略)		カリウム	
[削る。]		L-酒石酸水素カリウム	
(略)		D-L-酒石酸ナトリウム	
(略)		クエン酸	
(略)		微生物由来の調製用等資材	
(略)		酵素	
(略)		卵白アルブミン	
(略)		アイシングラス	
(略)		植物油脂	
(略)		樹皮成分の調製品	
(略)		ヘーゼルナッツの殻	
エチレン	バナナ及びキウイフルーツの追熟に使用する場合に限ること。	エチレン	バナナの追熟に使用する場合に限ること。
硫酸アルミニウム	バナナの房の切り口の黒変防止に使用する場合に限ること。	[新設]	
カリウム			